



新たな商店街の活力、求む！

商店街空き店舗活用事業費補助金

商店街にある空き店舗を活用して実施する事業に対して、
出店に要する経費の一部を補助します。

■対象者

中小企業者、商店街団体等、創業者、NPO法人

■補助率

2分の1以内（**上限30万円**）

■対象経費

設備費、備品購入費、リース等

■その他

- ・事前に空き店舗等がある商店街団体等と十分協議してください。
- ・事業着手前の申請が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。
- ・すでに商店街区域内で事業を行っている事業者が、空き店舗に移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とする場合は対象外となります。

（×A商店街にある店舗からB商店街にある空き店舗に移転）

（○A商店街にある店舗はそのままに、新たにB商店街の空き店舗でも出店）

問い合わせ先 西条市役所 産業振興課
TEL 0897-52-1380

